

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

秋肥：令和4年6月～10月に注文

春肥：令和4年11月～令和5年5月に注文

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金（秋肥分）＝

$$\left[\begin{array}{l} \text{当年の肥料費} \\ \text{（秋肥分）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div \text{使用量低減率} \\ \text{（秋肥分）} \left[\begin{array}{l} 1.4 \\ 0.9 \end{array} \right] \end{array} \right] \times 0.7$$

秋肥の高騰率：1.4
（春肥は今後決定）

例えば、対象となる秋肥が100万円だった場合、

$$\text{支援金} = (100\text{万円} - (100\text{万円} \div 1.4 \div 0.9)) \times 0.7 = \text{約14万円}$$

申請方法

農協や肥料販売店などが取組実施者となり、参加農業者をとりまとめてグループ申請していただきますので、**日ごろ取引のある農協や肥料販売店等へ参加申込みしてください。**

※農協や肥料販売店以外での申請方法は、青森県農業再生協議会事務局へご相談ください。

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

① 本年秋肥、来年春肥の購入価格がわかるもの（**注文票**など）

本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。

注文票のほか、領収書または請求書が必要です。

② **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと

（次のページの「化学肥料低減計画書」で申告していただきます。）



農業者の皆様に記入いただくもの



参考様式第1-3号

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
水稻	10
にんにく	1.5
その他	3
計	14.5

記載例	秋用肥料	春用肥料	年間
	○		

注: 該当欄に○

氏名(法人・組織名) 八甲田 三太
 住所 青森市新町○○
 電話番号 017-***-++++

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	◎
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(水稻の稲わらすき込み)		

- 化学肥料の低減につながるア～ソの取組メニューの中から、令和4年度又は5年度に取り組む技術を2つ以上選択し「○」を記入してください。
- なお、既に取り組んでいる技術も選択できますが、その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含む必要があります。また、前年度までの取組にも「○」を記入します。
- 例示では「ア 土壌診断による施肥設計」「エ 堆肥の利用」を選択し、このうちアの取組を従来よりも取組強化するケースです。(診断件数を増やすなど)

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 八甲田 三太

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。



青森県産

秋肥スケジュール（予定）

区分	申請受付期間 〔 取組実施者から 青森県農業再生協議会 〕	支援金の支払い時期（予定） 〔 青森県農業再生協議会 から取組実施者 〕
1回目	令和4年11月4日～11月14日	令和4年12月下旬以降
2回目	令和4年11月15日～12月28日	令和5年3月頃

※農業者から取組実施者への期限は、J A・肥料販売店等へお問合せください。
※上記は目安であり、支払い時期は異なる場合があります。
※春肥の受付期間は年明け以降にお知らせする予定です。

Q & A



どんな案内をしているの？

「肥料価格高騰対策事業」について、令和4年11月4日から、秋肥分（令和4年6月～10月注文・購入）の申請受付を御案内しています。



どこに相談すればいいの？

まずは、日ごろお付き合いある農協や肥料販売店などにご相談ください。



支援金の対象になるのはどんな肥料なの？

法律に基づき登録・届出された肥料が対象となり、化学肥料だけではなく、堆肥等も含まれます。ただし、購入したものに限り、自給堆肥などは対象外です。



どんな書類が必要なの？

- 以下の2つの書類をご用意ください。
- ① 化学肥料低減計画書（参考様式第1－3号）
 - ② 令和4年6月～10月に注文した肥料の購入価格がわかるもの（注文票※と領収書または請求書）

※店頭等で購入し、注文票がない場合は、領収書のみで構いません。





どこに書類を持っていけばいいの？

日ごろお付き合いのある農協や肥料販売店です。



いつまでに持っていけばいいの？

農協や肥料販売店などが皆さんの書類を整理する期間を考慮するため、農協や肥料販売店に問い合わせください。

その後、農協や肥料販売店などが青森県農業再生協議会に書類を提出します。



農協と肥料販売店の両方から肥料を購入しているけど、どうすればいいの？

重複申請を避けるため、可能な限り、どちらか一か所にまとめて提出してください。

まとめることができない場合は、各提出先に、別の取組実施者（農協や肥料販売店）に申請している旨をお伝えください



このパンフレットでは来年の春肥（令和4年11月～令和5年5月）も対象とあるけど、いつ申請すればいいの？

令和5年1～2月頃の受付を予定しています。詳細は別途ご案内します。

青森県農業再生協議会では、支援金をできるだけ早く農業者の皆様にお支払いするため、秋肥と春肥のそれぞれで申請を受け付けます。



問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県農林水産部食の安全・安心推進課（青森県農業再生協議会事務局）
TEL:017-734-9352 FAX:017-734-8086 メール:hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp
又は
各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
○東青 TEL:017-734-9961 ○中南 TEL:0172-33-2903
○三八 TEL:0178-23-3794 ○西北 TEL:0173-35-5727
○上北 TEL:0176-23-4281 ○下北 TEL:0175-22-2685



県庁HPも
ご覧ください